

上富田農業振興地域整備計画変更申請書（通称：除外申請）を提出さ

れる皆様へ

申請をするに当たり、今後、役場の各課並びにその他関係機関等との事前協議が必要となる場合がありますので、必要に応じて、並行して事前協議をしていただきますようお願い致します。

例えば、考えられるケースとして、下記について挙げていますので、ご確認下さい。

- ①申請地が、法定外公共物（里道・水路等）と接続している場合  
→【上富田町役場 建設課】
- ②申請地が、町道や河川等と接続している場合  
→【上富田町役場 建設課】
- ③申請地が、都市計画区域内外に関わらず、3,000㎡以上の開発行為を伴う場合  
→【上富田町役場 建設課】
- ④申請地が、中山間地域等直接支払区域に指定されているかいないかの確認  
→【上富田町役場 振興課】
- ⑤申請地が、小作権や利用権が設定されているかいないかの確認  
→【上富田町農業委員会】
- ⑥土地所有者等が、農業者年金（経営移譲年金）を給付されているかいないかの確認  
→【土地所有者の住所地の農業委員会】
- ⑦申請地に建築物等を建築する場合で、申請地が公共下水道区域・農業集落排水区域等に入っているかいないかの確認  
→【上富田町役場 上下水道課】
- ⑧申請地が、文化財保護地区（埋蔵文化財包蔵地等）に指定されているかいないかの確認  
→【上富田町教育委員会事務局】
- ⑨その他の事情  
例えば、建築物の用途等により、建築物が建てられないことがあります。  
また、建てるのが法的に可能であっても、その都度、関係機関等や地域住民との協議が必要となる場合がありますので、ご留意下さい。  
◎また、申請地が都市計画区域内であれば、下記のことが考えられます。
  - ・申請地に建築物等を建築する場合は、後々に建築確認申請が必要となります。
  - ・申請地内に、区画道路の計画がある場合は、後々に道路位置指定の申請が必要となります。
  - ・申請地について、3,000㎡以上の開発行為を伴う場合は、都市計画法に基づく開発行為許可申請が必要となります。☆農業施策による支援の終了  
農業振興地域農用地区域から除外をされますと、国（農林水産省）その他関係機関による種々の農業施策による支援は受けられなくなります。